

同額給与の対象範囲が拡大定期

平成 29 年度改正により、定期同額給与の対象範囲が拡大されます。
現行の定期同額給与については、給与の「額面」が同額でなければ損金不算入とされていましたが、改正後は手取り額が同額の場合も定期同額給与として損金算入が認められることとなります。

《定期同額給与とは》

定期同額給与は役員に対する給与で、支給時期が 1 ヶ月以下の一定期間ごとで支給額が同額の給与等のことをいいます。

例えば役員報酬を月額 50 万円と定めた場合、その事業年度を通して毎月の月額が 50 万円とする必要があり、事業年度の途中で増額や減額をした場合は一定額について、法人税の計算上、損金として認められなくなります。

《29 年度税制大綱》

29 年度の税制改正大綱では、『定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える』と示されています。

つまり、この改正で額面を一定額とするとされていたものが、額面から源泉所得税や個人住民税、社会保険料等を控除したあとの、いわゆる「手取り額」が同額の場合についても支給額が同額とみなされ、損金算入が認められることとなります。

この改正は、外国人役員に対して手取り額で支給金額を決めることの多い外資系企業などからの要望があったことがあるようです。